

学校いじめ防止基本方針

岐阜県立不破高等学校

[学校いじめ防止基本方針]策定の根拠

【いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、同年9月28日施行）】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 本校の教育方針

歴史と伝統を誇る学校として、校訓「あかるく、さとく、たくましく」を旨とし、「知・徳・体」の調和のとれた人格の形成を図るとともに、生徒一人一人の個性的で多様な進路の実現を図ることを教育目標に、地域に根差し、地域に貢献できる人材の育成を目指し、地域に愛され信頼される高校を目指す教育活動を展開している。そのような教育活動を通して、生徒一人一人に基礎学力の定着、基本的生活習慣の確立、共生力及び協働力の育成を図り、進路目標の実現に向けて努力することができる生徒を育てることを目指している。

そのために、全ての生徒が安全安心で明るく充実した学校生活を送れるよう、基本的なルール・マナーを身に付け、自分の行動に責任をもって生活できるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切に且つ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 これまでの取組

本校は、平成17年度より単位制普通科高校に改編され、多様な生徒の多様な進路実現を目指す学校として再スタートした。一方で、基礎学力や学習意欲が不足していたり、目的意識や規範意識が低く生徒指導上の多くの問題を抱えた生徒が入学してくるようになった。そのため、高校生活に適応できずに、単位取得が困難になり、1年次を再履修する生徒、年度途中や年度末に転退学する生徒が少なからず在籍するのが現状である。そうした現状を打破するために、新入生が本校で学び、3年間で本校を卒業できるように、新入生適応指導、遅刻指導、身だしなみ指導、情報モラル教育をはじめとする取組をしている。

また、年間を通じて、人の心の原点に立ち返り、人権と他者への思いやりを意識させるための取組やコミュニケーション能力を高めるための取組を全校的に行っている。MSリーダーズ活動、全校一斉人権啓発活動、「高校生のびのびプロジェクト」や「あったかい言葉がけ運動」への協力、文学座による「演劇ワークショップ」などが挙げられる。とりわけ、生徒の主体性及び自主性を育み自己決定の場を与える取組として平成28年度に計画した「不破高セッション」は、生徒、保護者及び教員の三者によって携帯電話やスマートフォンの使用ルールについて話し合う場として開催され、翌年度からの新使用規定の運用のため重要な役割を果たした。もう一つの代表例は、不破高ピンクシャツデーの実施である。世界人権デーに合わせた、いじめ撲滅キャンペーンとして平成27年度から毎年実施している。

平成22年度からは、2期制を3学期制に変えるとともに、全校一斉掃除を放課後から昼食後に変更した。平成24年度10月から朝読書を新たに開始して、遅刻者数が少しずつ減少し一日を落ち着いてスタートできるようになった。平成25年度から、夢をかなえる5つのカリキュラムの類型化を実現し、総合的な学習の時間をFST（不破スピリットタイム）とし、キャリア教育を計画的及び体系的に進められるようにした。平成27年度から9時始業とし、西濃地区だけでなく岐阜地区など遠方からも通学しやすいようにした。平成29年度には、高等学校における通級指導（岐阜県では「少人数コミュニケーション講

座」と呼んでいる)を開講した。さまざまな支援を期待し、さらに多様な生徒が入学してくるようになっている。

生徒一人一人の共感的理解に徹し、自己有用感や自己肯定感を高め、自己指導能力を育てる指導を行い、いじめを決して起こさせないためにも、次の指導体制を構築していじめ防止に取り組む必要がある。

3 いじめに対する基本的な考え方といじめ防止の指導体制及び組織的対応等

【いじめの定義】

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはいけない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

(学校及び教職員の責務)

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を養うために指導その他の必要な指導を行うよう努める。保護する生徒がいじめを受けた場合、適切にいじめから保護する。学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

【いじめの態様】

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれにされる、集団による無視をされる	
C 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる	暴行
D ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行、傷害
E 金品をたかられる	恐喝
F 金品を隠される、盗まれる、物を壊される、捨てられる	窃盗、器物損壊
G 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

(1) 日常の指導体制

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。(別紙1参照)

また、いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。(別紙2参照)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画(学校いじめ防止プログラム)

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画(学校いじめ防止プログラム)及び早期発見・事案対処マニュアルを別に定める。(別紙3、4参照)

(3) 取組状況の評価改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組を積極的に改善する。

(4) 学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるよう、学校のホームページに掲載するとともに、年度初めの諸行事(入学式・始業式・オリエンテーション等)やPTA総会、保護者懇談会を活用して、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(5) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙5参照)

(6) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為によ

り心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通して、正しい人権意識を醸成できるように人権教育に取り組む。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア活動への参加)
- ・お互いの人権を尊重し合い、偏見や差別に向き合う態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、危機対応の「さしすせそ」に留意し、管理職を中心とした組織的対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため職員研修等を開催する。

【教務部】

- ・授業規律や基本的生活習慣を確立する。
- ・教科指導では、基礎・基本の定着を図り、興味・関心を高め、わかる授業を確立する。
- ・授業改善に向けての研究授業、職員研修会の実施、評価の可視化の工夫に取り組む
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を推進する。

【生徒支援部】

- ・生徒との共感的理解に努め、生徒が規律を正し、主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・「迷惑調査」を定期的実施し状況を把握し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・教育相談体制を整え、いじめ相談に対応できるように職員研修を実施する。
- ・心理検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を実施する。
- ・MSリーダーズ活動や高校生のびのびプロジェクト等のボランティア活動や社会参加活動を通して、自己有用感や自己肯定感を育むとともに、社会の一員としての自覚を深める。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、発達障害者支援センター、市役所・役場福祉課等)との連携を図る。

【進路支援部】

- ・FSTを柱としたキャリア教育を3年間通じて推進し、進路目標の設定や進路実現を図る。
- ・インターンシップ、進路ガイダンスを通して、勤労観・職業観を育てる。

【特別活動部】

- ・HR活動を通して、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・強調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止活動に関する自主的活動の推進を図る。
- ・部活動において良好な人間関係を構築し、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外図書部】

- ・PTA総会や学年保護者懇談等で、いじめ防止に向けた講演会や研修会を開催する。
- ・PTA実行委員(役員)でいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題に関して地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ・読書活動を通じた、道徳観・倫理観の育成を図る。(いじめ防止に関する推薦図書の紹介)
- ・芸術鑑賞の内容を精選し、偏見や差別に向き合う態度を育成する機会とする。

【保健厚生部】

- ・ 教室環境、校内環境を整備することで、落ち着いた学校生活を送れるようにする。
- ・ 掃除方法を徹底し、全員掃除の推進を図る。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- ・ 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助・助言を依頼する。
- ・ 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見早期対応に努める。
- ・ 生徒が悩みを抱え込まないように、子供SOS24（全国統一）、教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）、岐阜県青少年SOSセンター（岐阜県）、子どもの人権110番（法務局）など外部の相談機関を紹介する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォン・携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。
- ・ 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。
- ・ 情報モラル教育の一環として、全校生徒に年1回、情報モラル教室を受講させる。
- ・ 本校の携帯電話・スマートフォン使用規定および「西濃地区高等学校・特別支援学校 ネット・スマホ利用宣言」に則り、生徒の情報モラルと規範意識の向上に努める。
- ・ 保護者の協力のもと、岐阜県青少年健全育成条例に定められているフィルタリング設定を推進する。

5 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種に事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態とは、次の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの

- ・ 生徒が自殺を企図とした場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- ・ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時
（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

6 情報等の取り扱い

(1) 生徒理解検査等の有効活用について

心理検査の検査結果は、HR担任が1年間保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

(2) 個別の教育支援計画の有効活用について

作成または引継ぎを受けた場合、生徒が在籍中、原本を保管するとともに、進学先・転学先等に原本を引き継ぐ場合、写しを保管する。

【保管期間】 写しを本人の卒業・転学後5年間保管する。(保管期間終了後廃棄)

※ 保護者の意向により進路先へ引き継がない場合は、卒業時に保護者へ「個別の教育支援計画」を渡す。

【保管場所】 職員室

生徒支援部（特別支援教育コーディネーター）にて一括管理し、職員室内ロッカーにて保管する。

(3) 個人調査データの保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料およびアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

【保存期間及び保管場所】

- ・生徒理解票1部（職員室）

職員室内ロッカーにて管理し、卒業後5年間保管する。

- ・いじめ調査（職員室）

迷惑調査（記名式）及び迷惑調査（保護者用）の原本（一次資料）、調査結果のまとめ（二次資料）はともに卒業後5年間保管する。一次資料および二次資料は職員室内ロッカーにて保管する。

- ・心理検査（教育相談室）

心理検査は、HR担任が1年間保管した後、教育相談室で在籍期間中保管し、個人面談等の記録についてはHR担任が担当年度中保管する。